

# 令和6年度山形県介護支援専門員法定研修日程一覧

山形県健康福祉部高齢者支援課（R6年3月末現在の予定）

研修名	受講対象者 ※詳細は実施要綱をご覧ください。	法定研修時間 (日数) 研修受講料	研修申込 期間(予定)	研修日程(予定) 実施方法(予定) ※会場は変更となる場合があります。	研修 実施機関
ア 主任介護支援専門員更新研修	次の①～⑤のいずれかに該当する者であって、主任介護支援専門員研修修了証書の有効期間が概ね2年以内に満了する者。 ①介護支援専門員に係る研修の企画・講師やファシリテーターの経験がある者 ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者として、都道府県が適当と認める者	47時間 (9日間) 24,500円	R6. 4. 1(月) ～ R6. 4. 22(月)  ※実施要綱は上記期間中のみ山形県ホームページに掲載予定。	【Zoom(リアルタイム配信)】 ①R6/ 5/31(金) ②R6 /6/ 3(月) ③R6/ 6/ 4(火) ④R6/ 6/10(月) ⑤R6/ 6/14(金) ⑥R6/ 6/18(火) ⑦R6/ 6/19(水) ⑧R6/ 6/24(月)  【会場(なの花ホール(三川町))】 ⑨R6/ 6/28(金)  ※本研修を受講すると、介護支援専門員証の更新に必要な法定研修の受講を免除され、「エ」や「カ」の受講は不要となります。	一般社団法人 山形県老人福祉施設協議会  ☎ 023 (666) 8506
イ 主任介護支援専門員研修	研修実施機関において居宅サービス計画等を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実施できていると認められる者で、以下の①～④のいずれかに該当する者。 ①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者 ②ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーで、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者 ③主任介護支援専門員に準ずる者(ケアマネジメントリーダー養成研修修了が必須)として現に地域包括支援センターに配置されている者 ④都道府県が適当と認める者	71時間 (12日間) 37,000円	R6. 4. 1(月) ～ R6. 5. 16(木)  ※実施要綱は上記期間中のみ山形県ホームページに掲載予定。	【Zoom(リアルタイム配信)】 ①R6/ 7/18(木) ②R6/ 7/19(金) ③R6/ 7/26(金) ④R6/ 7/31(水) ⑤R6/ 8/ 9(金) ⑧R6/ 9/ 2(月) ⑨R6/ 9/ 9(月) ⑩R6/ 9/10(火)  【会場(緑の迎賓館アンジェリーナ(天童市))】 ⑥R6/ 8/22(木) ⑦R6/ 8/23(金) ⑪R6/10/10(木) ⑫R6/10/11(金)  ※本研修を受講しても、介護支援専門員証の更新に必要な法定研修の受講は免除されませんので、別途、「エ」又は「カ」のいずれかを必ず受講してください。	
ウ 専門研修 課程Ⅰ	介護支援専門員証の有効期間が1年を超える、現に実務に従事する者  更新が初回で、就業後6か月以上の者(※注3)	56時間 (9日間) 25,000円	R6. 6. 1(土) ～ R6. 7. 3(水)  ※実施要綱は上記期間中のみ山形県ホームページに掲載予定。	【Zoom(リアルタイム配信)】 ①R6/ 8/28(水) ②R6/ 8/29(木) ③R6/ 8/30(金) ④R6/ 9/11(水) ⑤R6/ 9/12(木) ⑥R6/ 9/17(火) ⑦R6/ 9/27(金) ⑧R6/10/ 7(月)  【会場(緑の迎賓館アンジェリーナ(天童市))】 ⑨R6/10/18(金)	

研修名		受講対象者 ※詳細は実施要綱をご覧ください。	法定研修時間 (日数) 研修受講料	研修申込 期間(予定)	研修日程(予定) 実施方法(予定) ※会場は変更となる場合があります。	研修 実施機関
エ	専門研修 課程Ⅱ	介護支援専門員証の有効期間が1年を超える、現に実務に従事する者	32時間 (5日間) 15,000円	R6.7.8(月) ～ R6.8.19(月) ※実施要綱は上記期間中のみ山形県ホームページに掲載予定。	<b>内陸Aコース</b> <b>【Zoom(リアルタイム配信)】</b> ①R6/10/29(火) ②R6/11/6(水) ③R6/11/7(木) ④R6/11/27(水) <b>【会場(緑の迎賓館アンジェリーナ(天童市))】</b> ⑤R6/12/12(木)  <b>内陸Bコース</b> <b>【Zoom(リアルタイム配信)】</b> ①R6/10/29(火) ②R6/11/12(火) ③R6/11/25(月) ④R6/12/2(月) <b>【会場(緑の迎賓館アンジェリーナ(天童市))】</b> ⑤R6/12/13(金)  <b>庄内コース</b> <b>【Zoom(リアルタイム配信)】</b> ①R6/10/29(火) ②R6/10/30(水) ③R6/11/13(水) ④R6/11/18(月) <b>【会場(なの花ホール(三川町))】</b> ⑤R6/11/29(金)  ※コースは、内陸か庄内かは選べますが、AかBかは選べません。	一般社団法人 山形県老人福祉施設協議会  ☎ 023 (666) 8506
オ	更新が初回で、専門研修課程Ⅰ(ウ)及び専門研修課程Ⅱ(エ)を受講していない者(※注4)	56時間 (9日間) 25,000円 (※注5)	R6.6.1(土) ～ R6.7.3(水) ※実施要綱は上記期間中のみ山形県ホームページに掲載予定。	<b>【Zoom(リアルタイム配信)】</b> ①R6/8/28(水) ②R6/8/29(木) ③R6/8/30(金) ④R6/9/11(水) ⑤R6/9/12(木) ⑥R6/9/17(火) ⑦R6/9/27(金) ⑧R6/10/7(月)  <b>【会場(緑の迎賓館アンジェリーナ(天童市))】</b> ⑨R6/10/18(金)  ※「ウ」と「オ」は同一研修です。		
カ	更新研修(実務経験者) 課程Ⅱ	介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する実務経験者(※注1)  実務経験者としての更新が2回目以降の者 又は 専門研修課程Ⅰ(ウ)を受講済みの者(※注6)	32時間 (5日間) 15,000円	R6.7.8(月) ～ R6.8.19(月) ※実施要綱は上記期間中のみ山形県ホームページに掲載予定。	<b>内陸Aコース</b> <b>【Zoom(リアルタイム配信)】</b> ①R6/10/29(火) ②R6/11/6(水) ③R6/11/7(木) ④R6/11/27(水) <b>【会場(緑の迎賓館アンジェリーナ(天童市))】</b> ⑤R6/12/12(木)  <b>内陸Bコース</b> <b>【Zoom(リアルタイム配信)】</b> ①R6/10/29(火) ②R6/11/12(火) ③R6/11/25(月) ④R6/12/2(月) <b>【会場(緑の迎賓館アンジェリーナ(天童市))】</b> ⑤R6/12/13(金)  <b>庄内コース</b> <b>【Zoom(リアルタイム配信)】</b> ①R6/10/29(火) ②R6/10/30(水) ③R6/11/13(水) ④R6/11/18(月) <b>【会場(なの花ホール(三川町))】</b> ⑤R6/11/29(金)  ※コースは、内陸か庄内かは選べますが、AかBかは選べません。  ※「エ」と「カ」は同一研修です。	

	研修名	受講対象者 ※詳細は実施要綱又は実施要領を ご覧ください。	法定研修時間 (日数) 研修受講料	研修申込 期間(予定)	研修日程(予定) 実施方法(予定) ※会場は変更となる場合があります。	研修 実施機関
キ	(実務 更新研修 未経験者)	介護支援専門員証の有効期間が 1年以内に満了する実務未経験 者 (※注2)	54時間 (9日間) 24,000円	R6.10.1(火) ～ R6.11.1(金)	【Zoom(リアルタイム配信)】 ①R6/12/6(金) ②R6/12/16(月) ③R7/1/21(火) ④R7/1/22(水) ⑤R7/1/23(木) ⑥R7/1/30(木) ⑦R7/1/31(金) ⑧R7/2/5(水) ⑨R7/2/6(木)  【会場】 現時点では予定していません  ※「キ」と「ク」は同一研修です。	一般社団法人 山形県老人福祉施設協議会 (※注7)  ☎ 023 (666) 8506
ク	再研修	有効期間満了後に、新たに介護 支援専門員証の交付を受けよう とする者		※実施要綱は 上記期間中 のみ山形県 ホームペー ジに掲載予 定。		
ケ	実務研修	介護支援専門員実務研修受講試 験合格者 ※過年度の合格者を含む。	87時間 (14日間 + 実習概ね 3日間) 47,000円	R6年度試験 合格発表後、 研修実施機関 から郵送にて 通知します  ※実施要綱は 上記期間中 のみ山形県 ホームペー ジに掲載予 定。	【Zoom(リアルタイム配信)】 ①R6/12/25(水) ②R6/12/26(木) ③R6/12/27(金) ④R7/1/9(木) ⑤R7/1/10(金) ⑥R7/1/15(水) ⑦R7/1/16(木) ⑧R7/1/17(金) ⑨R7/2/18(火) ⑩R7/2/19(水) ⑪R7/2/20(木) ⑫R7/2/26(水) ⑬R7/2/27(木) ⑭R7/3/4(火)  【会場(実習除く)】 現時点では予定していません	

#### 【注意事項】

- ※注1 実務経験者(実務に従事する者)とは、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間満了日から遡って5年以内に、1日以上介護支援専門員として業務に従事した経験のある者(現に従事している者を含む)のことです。ただし、証の有効期間がすでに満了している者は該当しません。また、3か月以上分の支援経過記録等の写しを提出できない場合は、業務に従事した経験の有無にかかわらず実務経験者には該当しません。
- ※注2 実務未経験者とは、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間満了日から遡って5年以内に、①1日も介護支援専門員として業務に従事した経験のない者、又は②1日以上介護支援専門員として業務に従事した経験がある(現に従事している場合を含む)ものの、3か月以上分の支援経過記録等の写しを提出できない者のいずれかに該当する者です。ただし、証の有効期間がすでに満了している者は該当しません。
- ※注3 「ウ」の受講者は、令和7年度以降に「エ」又は「カ」を受講する必要があります。「ウ」の受講のみでは、介護支援専門員証の更新はできません。また、令和6年度中に「エ」又は「カ」を受講することはできません。
- ※注4 「オ」の受講者は、令和6年度中に「カ」も受講する必要があります。「オ」の受講のみでは、介護支援専門員証の更新はできません。
- ※注5 「オ」の受講者は、「カ」とあわせて合計88時間以上(14日間)受講することになります。また、研修受講料は「カ」とあわせて合計40,000円を納入する必要があります。
- ※注6 前回受講した研修が実務研修(ケ)、実務未経験者更新研修(キ)又は再研修(ク)のいずれかである実務経験者は、「ウ」とあわせて「エ」若しくは「カ」、又は「オ」とあわせて「カ」を受講する必要があります。
- ※注7 令和6年4月1日から、「キ」、「ク」及び「ケ」の研修実施機関が「山形県老人福祉施設協議会(☎023-666-8506)」に変わります。受講申込に関する情報は、山形県老人福祉施設協議会ホームページをご確認ください。

#### 【必ずお読みください！】

- ・一覧記載事項(申込期間、日程及び実施方法等)はあくまで予定であり、今後変更する場合があります。変更(延期又は中止を含む。)につきましては、山形県ホームページ及び高齢者支援課X(旧Twitter)に掲載しますので、ご自身で随時ご確認ください。
- ※ 変更について、書面や電子メール等による通知は行いません。
- ※

- ・ 申込開始時期になりましたら、山形県及び山形県老人福祉施設協議会ホームページに実施要綱を掲載しますので、ご自身で随時ご確認ください。また、申込開始については、高齢者支援課 X（旧 Twitter）でも情報発信する予定です。
- ・ Zoom を使用したオンライン研修では、パソコン・ヘッドセット・Web カメラ等電子機器の準備及び Wi-Fi 等インターネット環境の整備をご自身で行ってください。また、Zoom でグループワークを行いますので、周囲の音が入り込まないように会議室等受講場所の確保もご自身で行ってください。
- ※ 職場で受講する場合、特に周囲の会話等（利用者の個人情報を含む会話等）が入り込まないように十分にご配慮ください。
- ※ 様々な事情により職場で受講できない場合に備え、各自、職場以外のオンライン環境（自宅、コワーキングスペース、テレワークブース、ビジネスホテル等）も確保等してください。
- ・ **法定研修の申込先は、研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会**です。申込方法は、山形県老人福祉施設協議会ホームページをご確認ください。
- ・ 申込期間を過ぎてからの申込みは、受け付けできません。受講を希望する法定研修の申込期間を山形県及び山形県老人福祉施設協議会ホームページにてよくご確認のうえ、忘れずに申し込んでください（事業所の管理者等に申込みを一任せず、必ずご自身で申込について確認してください）。
- ・ 研修は原則として登録のある都道府県で受講してください。他県で受講する場合、別途「受講地変更願」による手続きが必要です。詳細は、山形県ホームページをご参照ください。

## ！ 注意 ！

- ・ 法定研修は、原則として、上表記載の研修時間すべてを履修しなければならず、遅刻、早退、欠席、その他離席等は認められません。
- ・ 予測困難な事態（病気（感染症含む）・怪我等により急きよ療養や手術等が必要になった場合等）が発生した場合に備え、上表記載の研修日程をよくご確認のうえ、受講可能な時期になりましたら、計画的に研修を受講してください。
- ※とりわけ、「ア」は**主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の概ね2年前から**、「エ」は**就業後3年経過後から**、「ウ」は**就業後6か月経過後から**、それぞれ受講できます。よって、各研修の受講対象者に該当する方は、受講可能な時期になりましたら速やかに受講してください。
- ・ 「ア」の修了評価はレポート審査により行います。レポート審査で不合格だった場合、合格するまでレポートを提出し続ける必要があります。その結果、介護支援専門員証又は主任介護支援専門員資格の有効期間満了日までに合格できなかったとしても、資格管理に係る責務はご自身にあることから救済措置は行いませんので、有効期間の満了をもって当該資格は失効します。
- ※レポート審査で不合格となる可能性があることを踏まえ、「ア」の受講をお考えの方は、主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の概ね2年前又は1年前には受講するようにしてください。**当該有効期間満了日の属する年に受講することは推奨しません。**

山形県  
ホームページ



山形県  
高齢者支援課  
公式 X  
(旧 Twitter)



山形県  
老人福祉  
施設協議会  
(申込はこちら)



山形県健康福祉部高齢者支援課 介護指導担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 ☎ 023-630-3124 (8:30~17:15 (土日祝日除く))